

公の施設の点検結果票

点検実施

令和4年9月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市サウスヴィレッジ		
② 施設種別	産業振興施設 [小分類] その他（農業振興施設）		
③ 担当課名	産業観光局農林水産部農林水産課		
④ 開設年月日	平成23年4月1日（岡山県開設は、平成9年4月1日）		
⑤ 所在地	岡山市南区片岡 2 4 6 8		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	107, 275. 45	
	構造／延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造、鉄骨造ほか／8400. 02	
	建設費(単位:千円)	9, 758, 925千円（岡山県建設時）	
	施設内容	・ホール、会議室、料理実習室、芝生広場、公園 遊具、プール、展示室、展望塔 ・農業体験、農産加工、 ・農産物等直売所、飲食施設 ほか	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市サウスヴィレッジ条例
③ 条例に規定された設置目的	農業の役割とその重要性について市民の理解と認識を深めるとともに、市民の憩いの場を提供することにより、地域農業の振興及び市民福祉の増進を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	食と農の理解を深めるための農業体験等の事業。地元農産物を中心とした直売所、交流や憩いの場としての広場等の設置。
⑤ 設置目的等の達成状況	農産物等直売所を中心に年間67万人を超える利用者がある。広場・敷地は定期的にフリーマーケット等に使用されており、市民の交流と憩いの場づくりに寄与している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	毎週火曜日、奇数月の第2水曜日（祝日の場合は翌日）、年末の休館日を除く日。ロードサイドマーケットは年中無休。			
③ 開館時間	9時から17時（ロードサイドマーケットは7時から17時30分）			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	622, 116人		
	令和2年度	466, 506人		
	令和3年度	673, 018人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	電気設備、雨漏り、修景施設などを随時修繕している。（令和4年度予定：8,700千円）			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料				0	
	行政財産目的外使用料	182	195	195	191	
	手数料				0	
	その他(雑入等)	150	714	150	338	
収入合計		332	909	345	529	
支出	委託経費	管理運営委託料			0	
		指定管理料	2,000	3,000	7,858	4,286
		補助金等				0
	小計		2,000	3,000	7,858	4,286
	直接経費	維持管理費	13,037	8,981	4,306	8,775
		光熱水費				0
		小計	13,037	8,981	4,306	8,775
	支出合計		15,037	11,981	12,164	13,061
収支差額		-14,705	-11,072	-11,819	-12,532	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	59,000	57,167	20,094	45,420
	指定管理料	2,000	3,000	7,857	4,286
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	200,000	175,534	162,871	179,468
	その他(雑入等)	700	474	8,277	3,150
収入合計		261,700	236,175	199,099	232,325
支出	管理運営費	141,200	122,286	130,314	131,267
	事業費	93,615	84,281	46,146	74,681
	その他	26,885	19,326	18,739	21,650
支出合計		261,700	225,893	195,199	227,597
収支差額		0	10,282	3,900	4,727

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	令和元年度実施
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁塗装に劣化がある。設備関係は耐用年数が近づいているものもあり、計画的な修繕・更新が必要。

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 農産物直売所や広場を中心に年間約67万人が利用しており、地域農業の振興や市民の憩いの場として機能している。地産地消の推進拠点としてさらに利用を増やすことで、都市住民と農村住民の交流を図り、市民の食と農業に対する理解を深める必要があるため。施設建設から25年が経ち、今後施設の老朽化を踏まえた、計画的な施設の修繕・更新が必要である。	
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 民間事業者等によるサービス充実やノウハウの活用が期待できる。	
③ 指定管理者とする場合の選定方法	公募	
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和16年3月31日 (指定管理期間：10年)	